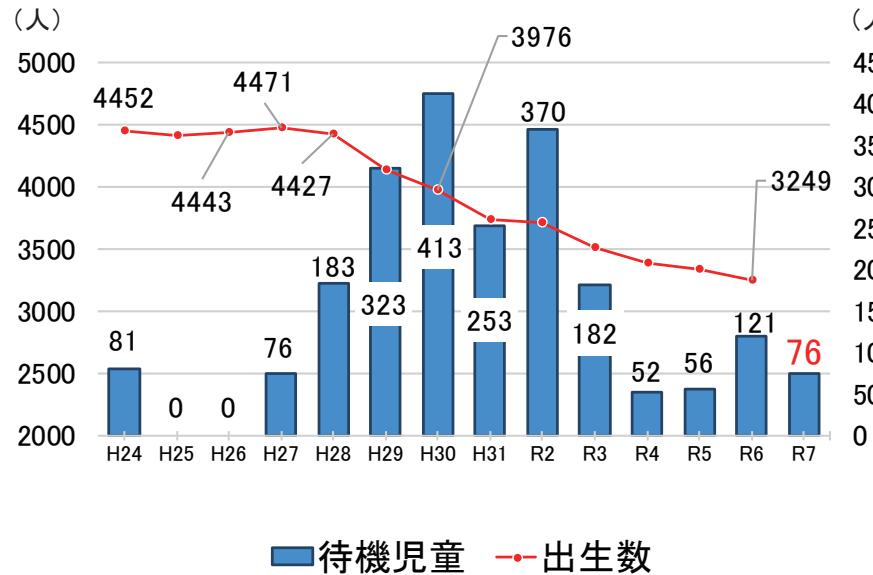
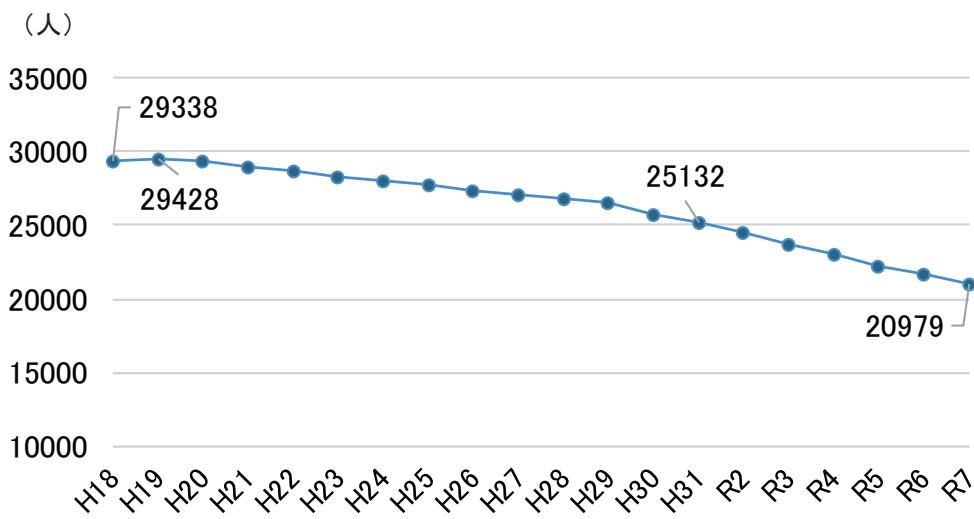


■図1：保育所待機児童と出生数の推移



■図2：0歳～6歳人数の推移（各年3月末）



【令和7年3月 川村議員の一般質問に対する局長答弁（抜粋）】

Q: 公立認定こども園で「1号認定児童の3年保育」を実施する必要性は？

A: (中略) なお、令和6年10月に文部科学省から公表された今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会の報告書では、**公立幼稚園や公立認定こども園が幼児教育の拠点施設としての役割などを果たせるよう、3年保育や預かり保育などを検討する必要があると記載されており、本市の方向性に合致すると考えております。**

「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告」(該当箇所の抜粋)

○具体的には、公立幼稚園は、地域の幼児教育の質向上に向けて、①幼児教育の拠点園として、地域の子供の実態に基づく実践研究を実施するとともに、他の幼児教育施設等に開いた研修や公開保育等を通じて、地域に幼稚園教育要領の趣旨やこれに基づく実践を浸透させる**役割**、②小学校以降との円滑な接続を図るため、域内の小学校（タテ）と幼児教育施設等（ヨコ）をつなぐ結節点となり、架け橋期のカリキュラムの編成・実施・改善を主導する**役割**、③障害のある幼児や外国籍等の幼児を含む全ての幼児に質の高い幼児教育の機会を保障する**役割**、④域内の他の幼児教育施設や地方自治体との人事交流を通じて地域の幼児教育を担う人材、ひいては幼児教育を担当する指導主事や幼児教育アドバイザーとして活躍する人材を輩出する**役割**、⑤幼児教育の重要性や幼児期の発達の特性を踏まえた日々の教育活動について、地域に発信する**役割**などを果たしていくことが重要である。

○地方自治体は、このような地域における公立幼稚園の役割を踏まえ、域内において公立幼稚園が果たすべき役割を明確化するとともに、その役割を果たせるよう、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、**公立幼稚園における3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行などについて検討**することが必要である。なお、既に公立幼稚園がない地方自治体においては、**公立の認定こども園や保育所等が地域の幼児教育の拠点園となり、地域の幼児教育の質向上に向けて、前述のような役割を果たしていくことが重要である。**

■表1：出産回数別出生数の推移

(人)

| | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 平成23年比 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|--------|
| 総計 | 4498 | 4475 | 4402 | 4443 | 4395 | 4345 | 4076 | 3927 | 3708 | 3677 | 3448 | 3332 | 74.1% |
| 第1子 | 2178 | 2215 | 2219 | 2232 | 2208 | 2141 | 1957 | 1889 | 1725 | 1808 | 1718 | 1654 | 75.9% |
| 第2子 | 1757 | 1687 | 1627 | 1628 | 1651 | 1662 | 1637 | 1533 | 1477 | 1355 | 1250 | 1212 | 69.0% |
| 第3子 | 471 | 470 | 460 | 488 | 430 | 459 | 405 | 417 | 412 | 418 | 393 | 377 | 80.0% |
| 第4子 | 79 | 81 | 81 | 75 | 77 | 65 | 66 | 70 | 71 | 80 | 72 | 71 | 89.9% |
| 第5子 | 10 | 18 | 12 | 16 | 21 | 11 | 7 | 10 | 15 | 12 | 11 | 14 | 140.0% |
| 第6子以上 | 3 | 4 | 3 | 4 | 8 | 7 | 4 | 8 | 8 | 4 | 4 | 4 | 133.3% |

※ 西宮市統計書（保健所保健総務課）の数値を抜粋

■表2：利用保留児童・内訳の推移

(人)

| | | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--------------------|----------------------------|------|------|------|------|
| 申込者数(A) | | 3226 | 3330 | 3493 | 3402 |
| 入所児童数(B) | | 2294 | 2218 | 2235 | 2254 |
| 利用保留児童数(C)=(A)-(B) | | 932 | 1112 | 1258 | 1148 |
| 待機児童 | 育児休業中(D) | 225 | 344 | 368 | 183 |
| | 求職活動休止中(E) | 46 | 44 | 43 | 36 |
| | 企業主導型保育事業に入所(F) | 148 | 202 | 234 | 220 |
| 外 | 特定の保育所等のみを申込(G) | 461 | 466 | 492 | 633 |
| | 待機児童=(C)-[(D)+(E)+(F)+(G)] | 52 | 56 | 121 | 76 |

■表3：留守家庭児童育成センター需要率の推移

➡ 待機児童：218名

| | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 育成需要率 | 30.89% | 32.75% | 35.47% | 37.42% | | | |
| (参考) | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 保育需要率 | 31.39% | 33.72% | 35.64% | 37.57% | 40.22% | 41.88% | 43.94% |

現在待機が生じているもしくは、来年度以降に生じる可能性が高い小学校では、

直営型の放課後キッズの開所時間を委託型に合わせる、もしくは、直ちに委託型へ移行するべき。

●1号認定児童…満3歳以上、

保育を必要とする事由に該当しない。

●2号認定児童…満3歳以上、

保育を必要とする事由に該当する。

●3号認定児童…0歳～2歳

保育を必要とする事由に該当する。

「長時間預かりを実施する私立幼稚園」も対象とした
神戸市の人材確保支援

○保育人材の確保・定着促進にかかる一時金（最大160万円）

1・2年目：最大30万円、3～7年目：最大20万円

○保育士奨学金返還支援事業

神戸市在住で採用後7年目まで。月額5千円まで補助。

○未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付

月額上限2万7千円（最大1年間）。

新たに保育士として勤務、産後休暇または育児休業から復帰する際の子供の保育料の半額を補助。

○潜在保育士等職場復帰支援一時金

パート職員として「朝」もしくは「夕」の時間帯、または、「休日」を含む勤務を行う場合10万円の一時金を支給。